

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年12月1日に実施した健康福祉局健康福祉総務室、指導監査課及び保険高齢部の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月6日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 監査対象事務

国民健康保険における給付に関する事務(第三者行為に係る求償事務)

2 監査の日程

平成28年9月1日から12月1日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年2月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>国民健康保険における保険給付の対象となる傷病について、その発生が第三者行為による場合の損害賠償に係る求償事務において、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)に基づく被害届の提出状況を調査したところ、提出に至っていない事例が多数見られた。</p> <p>第三者行為による損害賠償請求権は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第64条第1項に基づき、交通事故その他の第三者の行為によって生じた負傷等で被保険者が保険診療を受けた場合、保険者は保険給付した金額について被保険者に代わって、その第三者に損害賠償を請求する権利を取得することとなる。</p> <p>市は求償事務を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託して行っているが、第三者から受けた被害の状況等を記載した被害届は、求償に当たり前提となるもので大変重要であ</p>	<p>平成28年9月1日から平成28年12月1日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>被害届未提出の被保険者に対する処理につきましては、従来、文書による催促を一定期間分まとめて行っていたものを、受付月の翌月までに被害届の提出がない場合はまず電話により状況確認を行い、連絡のつかない被保険者には被害届を再郵送するよう「第三者行為事務処理マニュアル」を平成28年11月1日付で改正し、第三者行為を取り扱う各職員に徹底いたしました。</p> <p>また、12月1日の定期監査及び行政監査終了後に、健全な国民健康保険の財政運営を図るため、第三者行為に係る被害届の提出など財源確保の重要性について各班長に課長訓示を行い、各班長は班会議において職員へ周知し</p>

る。

求償漏れを防止し、保険給付の適正な執行を図るため、被害について把握したものの被害届が提出されていない事案については、定期的に状況を確認するなど、求償に関する事務の進行管理を適切に行われたい。

【国民健康保険課】

共通認識を図りました。

求償漏れを防止するための事務改善に向けた具体的な取組といたしまして、平成28年度11月末日までの相談受付分で被害届未提出の被保険者につきましては、平成29年1月18日までに電話連絡又は被害届の再郵送を実施いたしました。

平成27年度以前の相談受付分で被害届未提出の被保険者につきましては、電話による督促を平成28年12月28日までに実施し、電話による連絡がつかない被保険者等には被害届を再郵送いたしました。

なお、被害届の提出にあたり、被保険者の利便性を考慮し、平成28年12月1日から被害届を市ホームページからダウンロードできるようにいたしました。

市民等への制度周知につきましては、引き続き市ホームページ、納税通知書に同封する「国民健康保険のしおり」や高額療養費支給申請書に同封するリーフレット(ちらし)に案内を掲載するとともに、平成29年1月10日から各種通知発送用封筒の裏面に第三者行為に関する届出義務について掲載し、制度の周知を強化いたしました。

求償事務の進行管理につきましては、相談受付から被害届の提出、求償までの状況が一覧で確認できる「第三

者行為進捗状況一覧表」の作成を1月31日に完了しましたので、2月1日以降は、当該一覧表を使用した事務処理を行い、毎月初めに当該一覧表に基づき定期的に状況を確認するなど適切な進行管理に努めます。

今後は、求償事務の第一歩である被害届提出の重要性について、定期的に職員の共通認識を図るとともに、金額の多寡にかかわらず求償の可能性がある市債権であるとの意識を常に持ち、未提出者をできる限り少なくするように迅速かつ的確な事務処理及び市民周知を行い、医療費の適正化及び健全な国民健康保険財政運営に努めてまいります。【国民健康保険課】